



狩野川の水位
上・9日16時
下・通常時

た土砂や流木が河川・水路につまり、そこからあふれ出た水による浸水被害も発生しました。また、大量の雨水は一気に河川へと流れ込み、河川の場所によっては堤防から川の水があふれ、店舗や住宅、田畑に多くの被害をもたらしました。

観測所	総雨量 (mm)	時間最大 (mm/h)
八幡	390	72
湯ヶ島	345	63
達磨山	390	53

市内の主な降雨量 (中部地方整備局)

「狩野川台風以来の大きな台風じゃないか」という声も聞かれるとおり、台風22号は伊豆地方にここ数十年でもっとも大きな被害をもたらしました。



富士市役所から職員が復旧作業の応援に駆けつけました (14・15日)

市より見舞金が支給されます 災害見舞金について

今回の台風により被災された世帯に、伊豆市から見舞金が支給されます。対象、金額は次のとおりです。

【対象・金額】 ●床上浸水→1万円

●半壊→2万円 (延床面積の20%～50%が損壊したもの。又は経済的被害が20%～40%のもの)

※認定にあたっては市役所・建築士が、現地調査をさせていただきます。

【問合せ】社会福祉課 ☎ (72) 9863

災害にあった証明書 罹災証明の発行について

被災したことを証明する書類「罹災証明」を役所総務課で発行しています。保険会社や勤務先などへの提出する書類として必要な場合があります。発行を希望される方は、被災状況が分かるもの (写真など) を用意し、役所までご連絡ください。

【問合せ】修善寺本庁 総務課防災係 ☎ (72) 1111
土肥支所 庶務課 ☎ (98) 1111
天城湯ヶ島支所 庶務課 ☎ (85) 1111
中伊豆支所 庶務課 ☎ (83) 1111

建物が被害を受けたら 固定資産税の減免について

市税務課では、台風により被害を受けた家屋について固定資産税の軽減・免除を行います。対象となる家屋は、家屋の価格の20%以上が損害を受けた場合となります。対象は全ての建物となります。被害を受けた方は、市役所税務課までご連絡ください。なお、すでに被災者生活再建支援法の調査対象となっている家屋につきましては、引き続き査定を行いますので、新たにご連絡は必要はありません。

【問合せ】税務課資産税係 ☎ (72) 9852

お年よりの方へ 介護保険料の減免について

市長寿介護課では、台風により被害を受けた方の介護保険料の減額、免除を行います。対象者は、本人又は世帯の生計を主として維持している方の所有する住宅、家財その他の財産に20%以上の損害を受けた第1号被保険者 (65歳以上) です。被害を受けた方は、市長寿介護課までご連絡ください。

【問合せ】長寿介護課介護保険係 ☎ (74) 0150